

大潟村条件付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大潟村が発注する建設工事について条件付き一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象工事は、予定価格が2千5百万円以上の工事とする。

2 契約担当者は、前項の適用対象が災害その他の理由により緊急を要する工事その他特殊な工事であって条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定に係わらず指名競争入札によることができる。

(入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札を実施するときは、大潟村財務規則第103条の規定により入札の公告するとともに、大潟村のホームページにおいてその内容を公表するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 大潟村建設工事等入札制度実施要綱（以下「入札制度実施要綱」という。）第5条に規定する名簿において、当該工事に対応する工種及び等級に登録されていること。
 - (3) 当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
 - (4) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「大潟村建設工事等入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (6) 秋田県税、村税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- 2 契約担当者が必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。

- (1) 建設業法第3条に規定する営業所の所在地
- (2) 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可
- (3) 当該工事と同種の工事の施工実績
- (4) 当該工事における配置予定技術者の資格及び工事経歴
- (5) その他当該工事に関して必要と認められる事項

3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前2項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、大潟村建設工事に係る共同企業体取扱要綱（以下「JV取扱要綱」という。）に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

（入札参加資格の決定）

第5条 工事ごとに定める前条の入札参加資格は、入札制度実施要綱に定めるところにより、入札審査会の審議を経て決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、工事担当課所において閲覧又は貸出しに供するものとする。

- 2 設計図書等を閲覧又は貸出しする期間は、公告で明示した期間とする。
- 3 設計図書等に対する質問の受付及び回答の期限は、公告において明らかにするものとする。
- 4 現場説明会は、原則として行わない。

（入札参加資格の確認申請）

第7条 契約担当者は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる書類（(2)から(6)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 建設業許可通知書の写し
- (3) 直近の総合評定値通知書の写し
- (4) 同種工事の施工実績（様式第2号）及びその添付書類
- (5) 配置予定技術者の資格・工事経歴等（様式第3号）及びその添付書類
- (6) その他契約担当者が特に必要と認める資料

2 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等のほか、JV取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を提出させるものとする。

3 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札

前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は免除するものとし、契約担当者はその旨を公告において明らかにするものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第9条 入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書(様式第4号)を併せて提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札書は、持参により提出させるものとする。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

2 入札執行回数は、1回とする。(ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあつては2回までとする。)

3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印を欠く入札

(9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札

(10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の制限の範囲内で入札した者(最低制限価格を設けた場合にあつては予定

価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者)のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定しなければならない。

- 2 契約担当者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、入札審査会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、契約担当者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- 4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された者を落札候補者とする。)を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。
- 5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

- 第13条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書(様式第5号)を速やかに通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(大潟村の休日を定める条例(平成3年大潟村条例第6号)第1条第1項に規定する村の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
 - 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
 - 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあつては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
 - 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入

札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(落札決定後の無効等)

第14条 落札者が他の工事の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

2 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

3 前2項については、公告において明らかにするものとする。

(その他)

第15条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。